

(参考)

戦略的プログラム「生物多様性の保全」の概要

現状

- ・自然林や二次林の面積、干潟・藻場の面積、自然海岸の延長が減少。森林のかたまりの平均面積が減少。
- ・絶滅のおそれのある動植物種は、増加傾向（現在2,662種）。

目標・施策の基本的方向

- ・人類の存続基盤である環境は、生態系が健全に維持されることによって成り立っており、国土全体から地域までの様々な段階において、多様な生態系が保全されることを目標とする。
- ・生物多様性条約締約国会議(2000年5月)で承認された、生態系の管理と利用に関するエコシステムアプローチの考え方を施策の基本的方向とする。
 - －生態系の管理と利用は、人間が生態系の構成要素であること、生態系が複雑で絶えず変化するものであることを前提として、その価値を将来にわたって減ずることのないよう、順応的に行うこと。
 - －管理と利用の方針は、全ての関係者が自然的、社会的情報を共有し、科学的な知見に基づく社会的な選択として決められること。

重点的取組事項

- ・生息地の減少、分断、劣化を防止するため、全国規模から地域規模まで様々な段階において、生物の生息・生育空間の確保とそのネットワーク化を図る。
- ・生物多様性保全上重要な地域を特定し保護地域化を図るとともに、保護地域間の連携を検討、推進する。
- ・二次的自然環境については、稀薄化した人と自然との関係を再びつくるという観点に立った保全の取組を推進する。
- ・二次林、干潟などの生息地のタイプのうち、減少傾向が大きいものについて、全国的あるいは一定の地域ごとに量的な減少をとどめ回復していくための方策を検討する。
- ・生息環境の維持、復元や回復のための事業の社会的な投資としての意義を明確にし、推進を図ること。
- ・移入種問題に関しては、在来の種や生態系を脅かす種に関し、関係府省が連携を図りながら、侵入の段階に応じた効果的な対応を図る。
- ・施策の基盤として、生物多様性の現状的確な把握と遺伝的な多様性に関する調査、研究などを推進するとともに、生物多様性に関する情報データベースの確立、人材の養成と活動の場の確保を推進する。

この他、各論において、関係省庁・地方公共団体・民間団体・専門家等との協力・連携、湿地（干潟、藻場、サンゴ礁、湿原、河川）の適正な保全、自然体験活動やエコツーリズムの推進などについても言及。